

○環境省令第 号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する

省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第

十三号。以下、「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号イ中「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「生じたもの」の下に（ばいじんを除く。）を加え、同号口中「山形県」の下に「、福島県」を加え、「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加える。

第三十条第二号を削り、同条第三号イ中「係る終末処理場」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「焼却をしたものに限る。」を「焼却したものに限り、ロに掲げるものを除く。」に改め、同号口中「係る終末処理場」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「に限り、イに掲げるものを除く。」を「に限る。」に改め、同号ハを削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号イ中「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「生じたもの」の下に（ばいじんを除く。）を加え、同号口中「山形県」の下に「、福島県」を加え、「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環

境大臣の確認を受けたものを除く。」を加え、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条第二号及び第三十条第二号から第五号までに規定する廃棄物であつて、平成二十三年十二月三十一日以前に生じたものについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二十三条第一項及び第二項に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物とみなして放射性物質汚染対処特措法第二十三条及び第二十四条の規定を適用する。

第三条 この省令の施行前に処分されたこの省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条に規定する廃棄物についての放射性物質汚染対処特措法第二十四条の規定による処理施設等の維持管理の基準については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。